

名誉会員推薦規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第5条(3)に基づく名誉会員の推薦は、本規程の定めるところによる。
- 2 名誉会員は、満71歳以上の正会員で、次のいずれかに該当する者のうちから、理事会が推薦する。
 - (1) 理事長就任者（1期以上）
 - (2) 常務理事就任者（通算2期以上）
 - (3) 理事または監事就任者（通算3期以上）
 - (4) 常置委員会または特別委員会の委員長に就任し、顕著な功労のあった者
 - (5) 理事、監事、常置委員会または特別委員会の委員を務め、顕著な功労のあった者
 - (6) その他、この法人に特に顕著な功労があったと認められる者
- 3 名誉会員には、名誉会員称号証書の交付を行う。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2000年3月11日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 3 本規程は、2011年4月1日より施行する。
- 4 本規程の改正は、2025年6月15日より施行する。